

マイナンバーカードのご案内

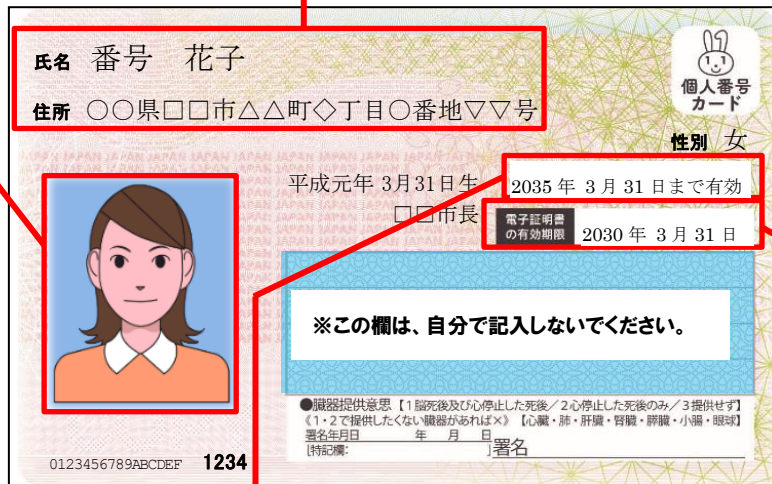


住所異動（転出・転居等）や氏名変更があったときは、
マイナンバーカードも書き換えが必要です。

※申請時点で 1 歳未満の方は
顔写真が省略されます。
(令和 6 年 12 月 2 日申請分～)



ご自身のマイナンバーは
裏面に記載してあります。



カードの有効期間は、
18 歳以上は 10 回目の誕生日です。
18 歳未満は 5 回目の誕生日です。

※令和 4 年 3 月 31 日以前に申請され、申請時に 20 歳未満
だった方の有効期限は 5 回目の誕生日です。

※在留期間の定めのある外国人住民は在留期間満了日です。



電子証明書（暗証番号）の有効
期間は、5 回目の誕生日までです。
※在留期間の定めのある外国人住民は在留期間満了日
です。



お困りごと・カードを紛失した時：**0120-95-0178**

「マイナンバー総合フリーダイヤル」（24 時間対応）



更新手続き方法や持参物の確認など：**0120-16-9383**

「東広島市マイナンバーコールセンター」（全日 8 時 30 分から 20 時、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）

コンビニで各種証明書が
取得できる！

忙しくて市区町村の窓口に行けないときも、
コンビニで住民票の写しなどの
公的な証明書を発行できます。



健康保険証としても使える！

本人が同意すれば、全国どこにいても、
医療機関や薬局で
過去の服薬履歴や
特定健診情報などが
確認できます。



カードを受け取った 2 日後から！

詳しくは P 8 以降をご覧ください！

マイナポータルから登録
する場合はこちらから
アプリをインストール！



iPhone 版



Android 版

東広島市役所 市民課(住民係) 082-420-0925

目 次

1	マイナンバーカードの利用・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	電子証明書の利用・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	暗証番号の変更・ロック解除（初期化・再設定）手続き・・・・・・・・	3
4	引越等に伴う手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	マイナンバーカード・電子証明書の有効期間と更新・・・・・・・・	4
6	マイナンバーカード紛失等の場合・・・・・・・・	5
7	マイナンバーカードの取扱い上の注意事項・・・・・・・・	5
8	マイナンバーカード再交付に係る手数料・・・・・・・・	6
9	顔認証マイナンバーカード・・・・・・・・	6
10	国外でのマイナンバーカードの利用・・・・・・・・	7
11	運転免許証との一体化・・・・・・・・	7
12	その他・・・・・・・・	7
13	コンビニ交付について・・・・・・・・	8

1 マイナンバーカードの利用

- ① マイナンバーカードは、社会保障分野や税分野等におけるマイナンバー（個人番号）の提示が必要な場面で、国の機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、マイナンバーと本人確認書類としてご利用いただけます。
- ② マイナンバーカードは、①以外にも顔写真付きの本人確認書類としても広くご活用いただけます。その際、カードの表面は、カードの所有者が同意する場合には誰でもコピーすることが可能です。一方、カードの裏面に記載されているマイナンバーについては、①の場合に限りコピーが許されていることに留意してください。

2 電子証明書の利用

電子証明書とは、間違いなく本人であることを電子的に証明するものです。

種 類	利 用 例
署名用電子証明書 （6～16桁のアルファベット大文字と数字）	e-Tax、ふるさと納税、 オンラインでの住所変更手続き等
利用者証明用電子証明書 （数字4桁）	マイナ保険証の利用、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービス等

○スマホ用電子証明書について

マイナンバーカードを用いてスマートフォンに電子証明書を搭載することにより、マイナンバーカードがなくても、スマートフォンだけで公的個人認証サービスをご利用いただけます。（ご利用には登録が必要です。）

※Android スマートフォン、iPhone（iPhoneXs 以降）へのマイナンバーカードの機能の搭載が可能です。端末は Android 11 以上、iOS 18.5 以上の OS にアップデートし、最新のセキュリティパッチを適用した状態でご利用ください。

詳しくは以下のサイトをご参照ください。

スマートフォンのマイナンバーカード（デジタル庁ホームページ）



https://myna.go.jp/html/about_electronic_certificate_for_smartphone.html

3 暗証番号の変更・ロック解除（初期化・再設定）手続き

原因	手続場所	手続方法
【忘れた場合】 【ロックされた場合】 利用者証明用電子証明書は 3 回、署名用電子証明書は 5 回間違えた場合	住民票のある市区町村窓口 コンビニエンスストア等のキオスク端末(対応している店舗等の情報は、地方公共団体情報システム機構のホームページでご確認ください)	本人がマイナンバーカードを持参し再設定 スマートフォンに専用アプリをダウンロードして事前 に予約が必要です。手順は地方公共団体情報システム機 構のホームページを参照してください。  https://www.j-lis.go.jp/jpki/idreset/idreset_index.html ご不明な点は マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 音声ガイダンス 1 番をお選びください
【変更したい場合】 覚えている利用者証明用電子証明書または署名用電子証明書 暗証番号を変更したい場合	住民票のある市区町村窓口 「マイナポータル」アプリ から（パソコン・スマート フォンを使用） ※コンビニエンスストア等のキ オスク端末でも変更できます	本人がマイナンバーカードを持参し再設定 手順は次のサイトを参照してください。  ・公的個人認証サービスポータルサイト https://www.jpki.go.jp/index.html ・マイナポータル  https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0146.html

※署名用パスワード及び利用者証明用パスワードどちらも分からない場合は、コンビニエンスストア等での初期化・再設定はできません。

※カードに設定した暗証番号は他人に知られないように十分注意してください。

※代理人が市区町村窓口で手続きをする場合は、事前にお問い合わせください。

4 引越等に伴う手続き

マイナンバーカード券面に記載されている情報が変更になった場合は、マイナンバーカードの記載内容を変更する必要があります。

変更事項	券 面	署名用電子証明書	手続場所
転入 (市をまたいで引越した場合)	変更後の住所 の記載が必要	希望する場合は、転入届後発行手続きが必要※ 注) 転入届後 90 日以内に継続利用の手続きをしないと、カードが失効します。	住民票の ある市区 町村窓口
転居等 (市内で引越した場合、 住所の表記が変更した場合)	//	希望する場合は、 住所変更後発行手続きが必要※	
婚姻等 (氏に変更した場合)	変更後の氏の 記載が必要	希望する場合は、 氏変更後発行手続きが必要※	

※発行後数日間は署名用電子証明書の暗証番号を必要とするサービスが利用できません（利用できない期間はサービスごとに異なります）。

市をまたいで引越された場合の注意点！！

新しい住所に住み始めた日から 14 日以内に手続きをしないと、マイナンバーカードの継続利用ができなくなる場合があります。

5 マイナンバーカード・電子証明書の有効期間と更新

① 日本人住民と外国人住民（永住者、高度専門職第2号及び特別永住者の方）

		マイナンバーカード	電子証明書
有効期間	18歳以上	発行日後10回目の誕生日まで	発行の日後5回目の誕生日まで
	18歳未満	発行日後5回目の誕生日まで※	
更新時期		有効期間の満了の3ヶ月前の翌日から	同左
更新方法		オンライン、郵送等	住民票のある市区町村の窓口

※ 令和4年3月31日以前に申請され、申請受付時に20歳未満だった方は5回目の誕生日まで

② 外国人住民（在留期間の定めのある方）

		マイナンバーカード・電子証明書
有効期間		在留期間満了日まで
更新時期		在留期間に変更が生じた日からカードの有効期間満了日まで
更新期間		カードの有効期間を超えない範囲で、①または②まで更新できます。 ① 新たな在留期間の満了の日まで ② 新しい在留カードをまだ受け取っていない場合でも、従前の在留カードの裏面に「在留資格変更許可申請中」または「在留期間更新許可申請中」のスタンプが押してあれば、特例期間として2ヶ月だけ、カード有効期間延長可 ※在留期間更新をオンラインで申請している場合は在留カードと、申請受付番号通知メールの提示があれば特例延長可
更新場所		住民票のある市区町村の窓口
持参物		① マイナンバーカード ② 新しい在留カードもしくは、「在留資格変更許可申請中」または「在留期間更新許可申請中」のスタンプのある従前の在留カード ③ ②が無い場合、従前の在留カードと、申請受付番号通知メール
手数料		更新時期を過ぎた場合は800円～1,000円※

※ 期限を過ぎてしまうと、カードが失効し再発行のために手数料が掛かります。

6 マイナンバーカード紛失等の場合

- ① マイナンバーカードを無くした場合には、直ちに次の電話番号（紛失等の場合には 365 日 24 時間対応）に連絡し、カードの電子証明書等の機能の一時停止を行ってください。なお、マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除手続きが可能です。

・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）**0120-95-0178**

音声ガイダンス 2 番をお選びください

・個人番号カードコールセンター（有料）0570-783-578

- ② マイナンバーカードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。その際、紛失の場合は警察へ届出したことが分かる受理番号を、焼失の場合は消防署等から出される罹災証明書をお持ちください。また、著しく損傷したカードについては、窓口までお持ちください。
- ③ 紛失した場合などの再交付の際には、手数料が掛かります。

7 マイナンバーカードの取扱い上の注意事項

- ① 熱によるカードの変形やカードに内蔵されている電子部品が故障する場合がありますので、以下のとおり高温や物理的な力に注意してください。
- ・自動車の中や暖房器具の近くなど高温下での保管や放置をしないこと
 - ・洗濯機、乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかけないこと
 - ・カードを落とす、読み取り装置に押しつけて曲げる、カードの上に物を落とす、突起物や金属などの硬いもので傷つけるなどにより衝撃を加えないこと
 - ・ＩＣチップ部分に対し、指で触れる、汚す、押す、曲げる、鞆や手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にするなどにより衝撃等を加えないこと
 - ・カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりしてＩＣチップ部分に局所的な荷重をかけないこと
- ② カードの顔写真が剥がれるなど券面情報が損なわれることがありますので、以下のとおり薬品や液体等に注意してください。
- ・化粧品の一部（除光液、マニキュア、ハンドクリームなど）、スプレーの一部（可燃性表示のあるもの）、ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、筆記の修正液など、薬品や液体で濡らさないこと
 - ・水に濡れた状態で使用しないこと

- ・塩化ビニール製品（パスケース等）に直接触れさせないこと
- ③ カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合がありますので、以下のとおり強い磁気に注意してください。
 - ・テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバッグ・財布・スマートフォンケース、磁気ネックレスなど、強い磁気を発するものに近づけないこと
- ④ ①～③に注意していなかった場合、ＩＣチップや磁気ストライプ等の不具合に伴うカードの再交付には手数料が必要となります。

８ マイナンバーカード再交付に係る手数料

マイナンバーカードの再交付には、原則以下の手数料が必要となります。

- ・マイナンバーカードのみの再交付の場合 ８００円
- ・マイナンバーカードの再交付と同時に電子証明書の発行も行う場合 １，０００円
- ・特急発行でマイナンバーカードの再交付と同時に電子証明書の発行も行う場合 ２，０００円

ただし、マイナンバーカードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合またはマイナンバーカードの機能が損なわれた場合の再交付であって、市区町村若しくは機構に誤りがあった場合または天災その他本人の責めによらない場合には、無料となります。

９ 顔認証マイナンバーカード

暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証または目視に限定した「顔認証マイナンバーカード」を希望された場合、このカードは、暗証番号がロックされているため、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスでは利用できません。

カードに記録されている顔写真を用いて顔認証または目視による確実な本人確認を行った上で、オンライン資格確認ができ、医療機関・薬局を受診等することができます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

10 国外でのマイナンバーカードの利用

令和6年5月27日から、日本国籍の方は国外でもマイナポータルの利用や年金の現況届など、マイナンバーカードを利用できるようになりました。

- ① 国外転出時に有効なマイナンバーカードをお持ちの方は国外転出届出時に国外継続利用申請書を提出することで国外転出後も利用可能となります。国外継続利用申請は、国外転出予定日の前日までに手続きを行う必要があります。継続利用手続きをせずに国外転出した場合、カードは失効するため再度交付申請を行っていただく必要があります（転出日から90日以内の申請であれば、再交付手数料は無料です。）。
- ② マイナンバーの付番以降（平成27年10月5日～）に国外に転出した日本国籍の方は、現在マイナンバーカードを持っていない場合でも、オンラインで申請が可能です。また、在外公館や一時帰国後の国内の市区町村でマイナンバーカードの受け取りができます。
 - ・ 国外転出者向けマイナンバーカード申請・受け取り方法（マイナンバー総合サイト）
<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>

11 運転免許証との一体化

令和7年3月24日から、マイナンバーカードを運転免許証として利用できるようになりました。

申込場所は運転免許センター等、警察施設の窓口です。

お問い合わせ先：広島県警察本部交通部運転免許課 企画係 電話 082-228-0110

12 その他

以上のほか、マイナンバーカードの利用に関する情報については、以下のサイトをご参照いただくか、お電話でお問合せください。

- ・ 総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード
https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/



- ・ 地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



- ・ 東広島市マイナンバーコールセンター ☎0120-16-9383
- ・ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

13 コンビニ交付について

(R8. 8 月現在)

Q:「コンビニ交付」ってなに？

A:「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」などの証明書を、全国のコンビニエンスストアで取得できるサービスです。**詳しい取得方法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご覧ください。**※<https://www.lg-waps.go.jp/O1-O1.html>



Q:誰が、どうすれば「コンビニ交付」を利用できるの？

A:東広島市に住民登録をされている15歳以上の方が、マイナンバーカードを取得すると利用できます（「利用者証明用電子証明書」が必要で、カード取得の2日後から利用可）。

Q:転入前の市町村でマイナンバーカードを受取りました。東広島に住民登録をすると「コンビニ交付」を利用できるの？

A:本市窓口で転入届とマイナンバーカードの継続利用手続2日後から利用できます。

Q:どんな証明書を取得できるの？

A:市民課窓口等で取得できる証明書等のうち、次の証明書を取得できます。

●住民票の写し(1通300円)

※ご自分及び住民登録で同じ世帯の方のものを取得でき、「本籍・筆頭者」「世帯主・続柄」「マイナンバー」の記載の有無を選択できます。履歴ありや住民票コード入りは発行できません。

●住民票記載事項証明書(1通300円)

※住民票の写しを簡略化した証明書で、前住所や住民・住定年月日の記載がありません。（その他発行条件は上記の住民票の写しと同様）

●印鑑登録証明書(1通300円) ※ご自分の証明書のみ

●所得証明書(1通300円) ※ご自分の証明書のみ

●納税証明書(1通300円) ※ご自分の証明書のみ、軽自動車税納税証明書（継続検査用）を除く

●戸籍全部(個人)事項証明書(1通450円)

※本籍が東広島市以外の方は、本籍地の市区町村にお問い合わせください。

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで、各種証明書のコンビニ交付手数料が100円減額となります！

(例) 住民票の写し:300円→200円 戸籍全部(個人)事項証明書:450円→350円

Q:証明書を間違えて取得したのだけど、手数料の返金はあるの？

A:申し訳ございませんが、手数料の返金は一切いたしかねます。

なお、市の手数料条例等により手数料免除となる場合は、コンビニ交付ではなく、市役所の窓口で証明書を取得してください。

Q：東広島市から転出しました。本籍は東広島市ですが、戸籍全部（個人）事項証明書は取得できるの？

A：事前に「利用登録申請」を行うと、取得できます。「利用登録申請」はコンビニエンスストアのキオスク端末（マルチコピー機）か、ご自宅のパソコン（IC カードリーダーがあり、マイナンバーカードに署名用電子証明書を設定している場合）で行うことができます。
詳しい手順については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご覧ください。

※<https://www.lg-waps.go.jp/O1-O6.html>



Q：婚姻届を〇〇市に提出しました。氏名は変更されているの？

A：戸籍の届出を提出された場合、証明書に反映されるまで1～2週間かかることがあります。
詳しくは窓口でご確認をお願いします。

Q：転居届を提出しました。住民票の写しの住所は変更されているの？

A：変更後の証明が必要な場合は、届出のときに窓口で請求をお願いします。コンビニでお求めの場合は、届出の翌々開庁日以降に取得されることをおすすめします。

Q：自宅の近所のコンビニエンスストアでも取得できるの？市内だけ？

A：**セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン等の全国の店舗で取得できます。**（コンビニ交付サービス対応のキオスク端末（マルチコピー機）設置店舗に限ります。）

Q：夜中でも取得できるの？

A：**利用可能時間は、6：30～23：00** です。土日祝日も利用可能です。
（ただし、12/29～1/3 およびメンテナンス日は除きます。市ホームページでご確認ください。）

Q：コンビニエンスストアの店員が作成して手渡してくれるの？

A：金融機関のATM機のように、店舗内のマルチコピー機の画面を見ながらご自身で操作するので、他人の手は介しません。また、証明書取得後のデータは、機械に一切残りません。
証明書やマイナンバーカードの取り忘れも、アラーム音でお知らせしますので安心です。

Q：「マイナンバーカード」を取得したら、これまで使っていた「印鑑登録証」のカードは廃棄してもいいの？

A：いいえ。市民課・支所・出張所で「**印鑑登録証明書**」を取得するときには、これまで通り、「**印鑑登録証**」のカードの提示が必要です。廃棄しないよう注意してください。